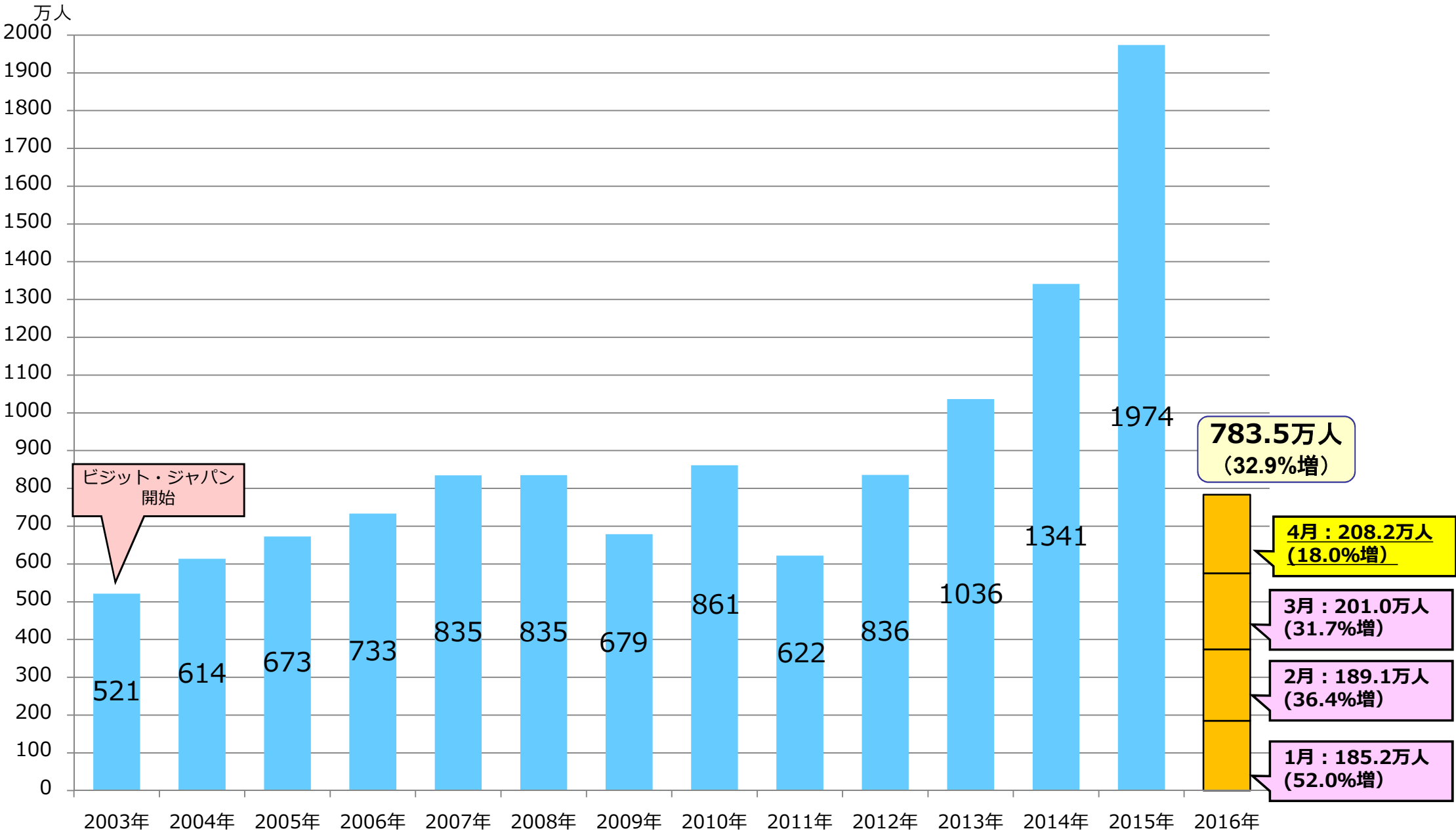


# 通訳案内士制度を巡る現況

---

観 光 庁  
平成28年6月13日

# 訪日外国人旅行者数の推移



注) 2015年、2016年1~2月の値は暫定値、2016年3月~4月の値は推計値、%は対前年(2015年)同月比

出典：J N T O (日本政府観光局)

# 構造改革特別区域法に基づく新たな特例ガイドの申請概要

- 今回、5地域より申請があり、4地域（**陸前高田市・東京都・佐渡市・金沢市**）が新規申請、1地域（**京都市**）が変更申請となっている。
- 新規申請の地域においては、**世界文化遺産等への登録を目指すにあたっての受入環境整備のためや、北陸新幹線開業に伴う外国人旅行者の急増に対応**するためなどの理由により、特例ガイドを導入したいとの要望。
- 京都市においては、**外国人観光客の満足度向上と観光消費額増加**を目指し、実施言語の変更及び登録要件の変更。

## 新規申請地域

### 陸前高田市

- **実施主体及び実施地域**  
・岩手県陸前高田市
- **実施目的**  
・震災前は非常に限定的であった外国人旅行者の数が、**復興のシンボル「奇跡の一本松」**や震災後のまちづくりの経験・**教訓に触れることを目的に急増しているため、受入体制の強化を図る。**
- **対象となる観光客**  
・英語圏・中国語圏の外国人旅行者



奇跡の一本松

### 東京都

- **実施主体及び実施地域**  
・東京都
- **実施目的**  
・**外国人旅行者の興味・関心が多様化**してきており、**タクシードライバーにも観光案内を求められること**から、**外国語で対応できるドライバーの育成を図る。**
- **対象となる観光客**  
・タクシーで都内を観光する英語圏の外国人旅行者



東京観光タクシー

### 佐渡市

- **実施主体及び実施地域**  
・新潟県佐渡市
- **実施目的**  
・世界文化遺産等への登録を目指すにあたり、**受入環境の充実のため、地元精通した通訳ガイドの育成を図る。**
- **対象となる観光客**  
・アメリカ・欧州地域から訪れる英語圏の外国人観光客



旧佐渡鉱山

### 金沢市

- **実施主体及び実施地域**  
・石川県金沢市
- **実施目的**  
・**北陸新幹線開業**などにより、外国人観光客が急増しており、ボランティアガイドでは対応しきれなくなっていることから、**専門的な知識を持って通訳案内できるおもてなし体制の強化を図る。**
- **対象となる観光客**  
・英語圏の個人外国人旅行者



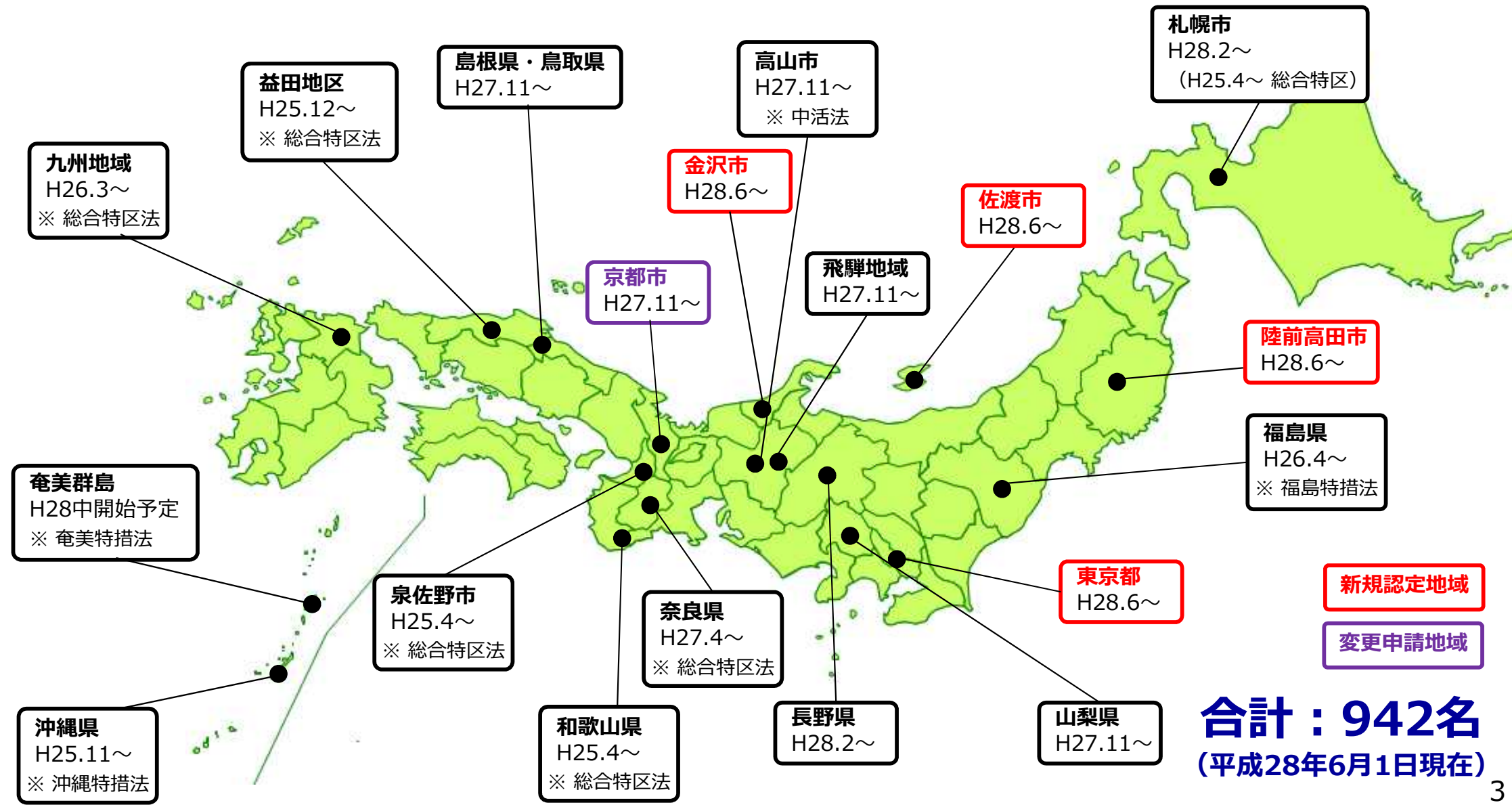
冬の兼六園

### 京都市

- 実施言語の変更 (変更前) 英・中・仏【3言語】 ⇒ (変更後) 英・中・韓・仏・独・ポ・ス・伊・露・タイ【10言語】
- 登録要件の変更 (変更前) なし ⇒ (変更後) **登録までに京都・観光文化検定2級以上の資格取得**

# 特例ガイドの状況 (全国一覽)

平成27年9月、**構造改革特区法を改正**し、地域の要望に対応できるよう措置。  
 平成27年度中に**京都市を始めとする6地域**を認定。また、今回**東京都を始めとする4地域**を新規認定することにより、特措法などによる特例ガイドと合わせて**計19地域**で、「特例ガイド制度」を活用し、地域に根ざしたガイドを育成。



**合計：942名**  
 (平成28年6月1日現在)

# 特例ガイドの状況 (北海道地域～中部地域)

名称	地区	実施主体	言語	根拠法	登録者数	開始時期
札幌通訳案内士特区 ※1	札幌市全域	札幌市	英・中・韓・タイ	構造改革特区法	125名	H28.2～
陸前高田市認定通訳ガイド特区 ※2	陸前高田市全域	陸前高田市	英・中	構造改革特区法	0名	H28.6～
福島県限定通訳案内士制度	福島県全域	福島県	英・中・韓	福島県復興再生特別措置法	137名	H26.4～
佐渡市地域限定特例通訳案内士養成特区 ※2	佐渡市全域	佐渡市	英	構造改革特区法	0名	H28.6～
東京都タクシードライバー観光案内特区 ※2	東京都全域	東京都	英	構造改革特区法	0名	H28.6～
富士の国やまなし通訳ガイド特区 ※3	山梨県全域	山梨県	英・中・タイ	構造改革特区法	0名	H28.2～
信州山岳高原観光特例通訳案内士特区 ※3	長野県全域	長野県	英・中・韓	構造改革特区法	0名	H28.2～
金沢市特例通訳案内士特区 ※3	金沢市全域	金沢市	英	構造改革特区法	0名	H28.6～
高山市中心市街地特例通訳案内士制度	高山市内中心市街地認定区域	高山市	英	中心市街地活性化法	16名	H27.11～
飛騨地域国際観光振興特区 ※3	高山市・飛騨市 下呂市・白川村	高山市・飛騨市 下呂市・白川村	英・中	構造改革特区法	0名	H28.6～

※1：平成25年より総合特区として実施しており、平成28年2月より構造改革特区へ鞍替え。登録者数はそのまま引き継いでいる。

※2：平成28年6月以降に認定予定。 ※3：認定して間もないため、現在研修実施中であり、登録者数が0名である。

今回申請地域



# 特例ガイドの状況 (近畿地域～沖縄地域)

名称	地区	実施主体	言語	根拠法	登録者数	開始時期
京都市認定通訳ガイド特区 ※1	京都市全域	京都市	英・中・韓・仏・ 独・ポ・ス・伊・ 露・タイ	構造改革特区法	0名	H27.11～
国際医療交流の拠点づくり 「りんくうタウン・泉佐野市域」 地域活性化総合特区	泉佐野市全域	大阪府・ 泉佐野市	英・中・韓	総合特区法	52名	H25.4～
奈良公園観光地域 活性化総合特区	奈良公園区域	奈良県	中・韓	総合特区法	32名	H27.4～
和歌山県「高野・熊野」 文化・地域振興総合特区	田辺市・新宮市 ・かつらぎ町、 九度山町・高野 町・白浜町・す さみ町・那智勝 浦町全域	和歌山県	英	総合特区法	103名	H25.4～
森里海環高津川流域 ふるさと構想特区	益田市・津和野 町・吉賀町全域	益田地区広域市 町村圏事務組合	英・仏・中・韓	総合特区法	23名	H25.12～
山陰地域限定特例 通訳案内士養成特区 ※2	鳥取県・島根県	鳥取県・島根県	英・中・韓	構造改革特区法	0名	H27.11～
九州アジア観光 アイランド総合特区	九州全域	九州観光 推進機構	中・韓・タイ	総合特区法	178名	H26.3～
沖縄県特例通訳案内士制度	沖縄県全域	沖縄県	英・中・韓	沖縄県振興 特別措置法	276名	H25.11～
奄美群島特例通訳案内士 ※3	奄美群島全域	奄美群島 広域事務組合	英	奄美群島振興 開発特別措置法	0名	H28中 開始予定

※1：平成28年6月より、実施言語数を英・仏・中から全国版と同じ10言語に拡大のため、変更申請。

※2：認定して間もないため、現在研修実施中であり、登録者数が0名である。

※3：平成28年中に研修開始予定。

今回申請地域